



論点に対する考え方（案）に係る 参考資料

令和6年10月31日
環境省

【国際/国内基準・ガイドライン等】

・IAEA 安全基準No.SF-1 基本安全原則

（共通する考え方1）

- 原則4：施設と活動の正当化
放射線リスクを生じる施設と活動は、正味の便益をもたらすものでなければならない。

・IAEA 全般的安全指針 No.GSG-6 規制機関によるステークホルダーとの対話と協議

（最終処分1.(2)）

典型的なステークホルダーとして、例えば、以下の内容等を記載。

- **施設等の近隣に居住する公衆**：ほかの場所に居住する公衆とは異なる要求がある。公衆認識を形成する上で、地域の議員、社会的指導者のような共同体の指導者の役割の重要性を過小評価すべきではない。
- **報道及びソーシャルメディア**：ステークホルダーに情報を伝達する上での重要なツール。メディアを通しての全ての対話は簡潔で容易に理解しうる言葉であるべきである。
- **地域連携団体**：情報獲得、公衆との会話、教育目的等のために編成され、施設の安全に関して特別な関心を抱く個人（地域の議員、労働組合の代表者、地域組合の代表者）で構成される。規制機関は独自の情報を地元住民に提供するため、地域連携団体と協力する場合がある。
- **国際機関及び国内機関**：他国の規制機関及びIAEAのような国際機関と連携を確立し、全ての関連する情報について対話をすべきである。

【国際/国内基準・ガイドライン等】

・IAEA 個別安全指針 No. SSG-29 放射性廃棄物の浅地中処分施設

（最終処分2.(3)）

- 浅地中処分施設のサイト調査で求められる情報例として、地質、水理地質、地球科学（科学的相互作用等）、テクトニクス及び地震活動、地表特性（浸食等）、気象、人間活動（有益な地下資源の存在等）、廃棄物の輸送、土地利用、人口分布、環境の防護、が挙げられている。

・IAEA 原子力エネルギーシリーズNo. NW-T-1.16

（最終処分1.(1)）

- 以下4段階に区分され、示されている。
政策決定段階／事業実施箇所検討の開始段階（詳細計画と実装）／事業実施箇所検討の進行段階／建設・事業実施・維持管理段階
- 処分場開発計画の最初期から、事業実施箇所検討において関与する全ての団体との間で信頼を確立し構築することは、ステークホルダーとの効果的なコンサルテーションにとって極めて重要である。さらに、既に行われた決定に対する非難を防ぐためには、処分場事業実施箇所検討の最初期の、事業実施箇所検討段階でのステークホルダーへのコンサルテーションは極めて重要である。
(5.2)

（最終処分1.(3)）

（Communication and Stakeholder Involvement in Radioactive Waste Disposal）（概要）

- ①事業実施箇所検討の初期の、国の方針や全体計画を策定する段階においては、一般的に、国民レベルの一般公衆（及び、特に興味を持つステークホルダー）がコミュニケーションの対象となる。こうしたステークホルダーとの活発な議論により、施策への相互理解と信頼が得られ、プロセスが進んでいく。（5.2.1.1）
- ②事業実施箇所検討の検討段階に幅広いステークホルダーを巻き込むために、処分に関係する機関が、明確で分かりやすい情報を提供する必要がある。（5.2.1.5）

【国際/国内基準・ガイドライン等】**・IAEA 原子力エネルギーシリーズNo. NW-T-1.16****(Communication and Stakeholder Involvement in Radioactive Waste Disposal) (概要)****(最終処分1.(4))**

- 原子力活動及び関連する意思決定におけるステークホルダーの関与の根底にあるものとしていくつかの基本原則があり、これらが念頭に置かれ、すべての活動に組み込まなければならない。(2.3)
(示されている基本原則)
 - ✓ 説明責任を果たす：自らの活動をステークホルダーに明確かつ簡潔に伝達する必要があり、これにより秘密保持等の非難を回避し、信頼の構築・維持に役立つ(2.3.1)
 - ✓ ステークホルダーの関与の目的を認識する：ステークホルダーが自分たちの意見を知らせ、意思決定者と協力してこれらの意見が確実に考慮されるようにすることが主な目的となる。ただし、必ずしもステークホルダーの100%の同意を得ることは目的でなく、むしろ意思決定者がより多くの情報に基づいて確実な選択を行えるようにステークホルダーが支援することが目的となる(2.3.2)
 - ✓ ステークホルダーの懸念を理解する：ステークホルダーに影響を与えている潜在的な問題や懸念事項を理解するための包括的なアプローチが必要となる(2.3.3)
 - ✓ ステークホルダーとの信頼を築く：信頼を生み出すうえでの重要な要素は、審査機関自体への信頼性、約束の締結及びその約束が守られるというステークホルダーからの信頼となる。プロセスの最初からステークホルダーに自分の意見を表明する機会を確保し、計画に関する情報にアクセスできるようにすると、信頼の確立を高めることができる(2.3.4)
 - ✓ 公開性・透明性を確保する(2.3.5)
 - ✓ 段階に応じて変化するステークホルダーの役割・関わりの方法を認識する(2.3.6)

【国際/国内基準・ガイドライン等】

・IAEA 原子力エネルギーシリーズNo. NW-T-1.16

(Communication and Stakeholder Involvement in Radioactive Waste Disposal) (概要) (最終処分2.(1))

- 公開性、透明性、公平性のような行動要因は、地方自治体や受け入れ側の地域社会、NGO、市民グループ等の関連する主体の関与を通じて公衆の受容性を確保することを目的とした、全ての立地及び事業実施箇所検討の過程において重要な構成要素であると認識されている。(3.3)
- 情報提供、審議、意思決定に貢献する様々な参加者に明確な役割と責任があり、また、適切に設計された意思決定プロセスがあることを、最初の段階から示すことが重要である。(5.2.2.1)
- 自発的なアプローチ（関心地域からの応募方式）などを通じて、積極的な地域の関与が必要な場合があり、特定の政府、規制、社会的状況を反映して、こうした関与は通常、プロセスからの撤退かつ／もしくは拒否するための何らかの形の地域の権利に関連している。(5.2.2.7)
- 事業実施箇所検討の検討段階に幅広いステークホルダーを巻き込むために、処分に関係する機関が、明確で分かりやすい情報を提供する必要がある。(5.2.1.5) (再掲)
- 対象地域の検討における信頼醸成のための必要条件は、地域の課題や懸念を理解し、それらに対処する方法を開発するための、影響を受ける可能性のあるステークホルダーとの適切な関与とコンサルテーションである。(5.2.2.1)
- 早期の段階で認知され、さらに、順次計画段階で展開、コンサルテーションが図られるに値する、対象地域の具体的な検討のもう一つの重要な側面は、地域コミュニティにとってのベネフィットの可能性があるかどうかということである。(5.2.5.1)

【国際/国内基準・ガイドライン等】**・IAEA 原子力エネルギーシリーズNo. NW-T-1.16****(Communication and Stakeholder Involvement in Radioactive Waste Disposal) (概要)****(最終処分3.)**

- 処分場開発計画の最初期から、プロセスにおいて関与する全ての団体との間で信頼を確立し構築することは、ステークホルダーとの効果的なコンサルテーションにとって極めて重要である。さらに、既に行われた決定に対する非難を防ぐためには、処分場計画プロセスの最初期の、プロセス計画段階でのステークホルダーのコンサルテーションは極めて重要である。(5.2) (再掲)
- 対象地域の検討における信頼醸成のための必要条件是、地域の課題や懸念を理解し、それらに対処する方法を開発するための、影響を受ける可能性のあるステークホルダーとの適切な関与とコンサルテーションである。(5.2.2.1) (再掲)
- 事業実施箇所検討段階、及び建設・運営、閉鎖後の段階に応じ、生じる課題及び、各加盟国で当該課題に対応した事例が記載されている。(5.3、5.4)
- 早期の段階で認知され、さらに、順次計画段階で展開、コンサルテーションが図られるに値する、対象地域の具体的な検討のもう一つの重要な側面は、地域コミュニティにとってのベネフィットの可能性があるかどうかということである。(5.2.5.1) (再掲)

(最終処分4.)

加盟国における地域共生策の適用方法について、以下に区分して整理されている。(付録IV)

○金銭的インセンティブ／○社会的利益に係る方策（施設の設置や稼働に係る風評対策として取られる金銭的又はその他の補償措置。その他道路等のインフラの改善や事業によってもたらされるスキル開発や雇用機会の強化等も考えられる。）／○コミュニティ強化に係る方策（コミュニティが施設の立地、開発、また運営について、ある程度の管理が行えるようにするためのインセンティブの一形態）等

【国際/国内基準・ガイドライン等】

・IAEA 原子力エネルギーシリーズ No. NG-T-3.7

(Managing Siting Activities for Nuclear Power Plants) (2012)

(最終処分2.(3))

立地選定と評価の過程で考慮される主な分野として、健康・安全(safety and security)、技術・コスト、社会経済、環境、が挙げられている。また、立地基準として、通常、以下3つの基準が設定されるとされている。

- 除外条件（適／否基準。条件が満たされない場合はその場所は建設地から除外される。）
- 回避条件（厳密には適／否基準ではないが、不利な条件よりも有利な条件を持つエリアを識別するもの。）
- 適合性基準（相対的な適合性に影響を与えるもの。）

※原子力発電所の立地条件のため、あくまでも参考

・IAEA最終報告書（R6.9.10公表）（※）

（※）正式名称は「IAEA assistance to the Ministry of the Environment Japan on ‘volume reduction and recycling of removed soil arising from decontamination activities after the Accident of the Fukushima Daiichi Nuclear Power Station’ FINAL REPORT ON THE EXPERTS MISSION」

(最終処分1.(3))

- 環境省は、福島県の被災自治体と良好な関係を構築してきた。しかしながら、除去土壌の最終処分及び再生利用の必要性を全国的に説明するための継続的な努力が重要である。（VI.2 見解）

【国際/国内基準・ガイドライン等】

・IAEA最終報告書（R6.9.10公表）

（最終処分2.(1)）

- 調査結果は、透明性と手続的・分配的公平性の重要性を強調しているように見える。これらの上位概念が意味するところを「掘り下げる」ためには、更なる調査が必要である。例えば、分配的公平性に関しては、何が提案されるのか、分配されるリスク（安全評価の結果による）と便益（地域への投資、環境改善、復興による）の許容可能なバランスはどの程度なのかについて、更なる情報が必要である。（VI.3 見解）
- 公平性と透明性を考慮しつつ、JESCO法で定められた厳しいスケジュールを守るため、2025年度以降、環境省が最終処分場の特定・選定作業を加速させることが期待される。（VI.1 結論）
- 再生利用や最終処分の選択肢を検討する際には、早い段階からの、ステークホルダーの関与が重要である。環境省には、地域社会との対話を繰り返し、維持し、強化していくことが期待される。このような早い段階からの関与は効果的な情報発信の方法であり、環境省には、再生利用や福島県外での最終処分の選択肢に関する次の段階でも、このような早い【段階からの】機会を模索することが奨励される。（VI.3 結論）
- 一方的にプロジェクトを地域社会に押し付けるやり方では、国民やステークホルダー、地域社会の支持は得られないだろう。ステークホルダーの関与に対するこの意味合い（慎重なタイミング、準備、実施）は重要であり、今後の環境省の計画の中で理解され、対処される必要がある。（VI.3 見解）
- 複数の選択肢を提示することで、ステークホルダーは利用可能な選択肢とその意味を包括的に理解することができる。これにより、より包括的で参加型意思決定プロセスが可能になる。（V.3 見解）

【国際/国内基準・ガイドライン等】

・IAEA最終報告書（R6.9.10公表）

（最終処分2.(3)）

- 最終処分場の立地選定とスクリーニングについては、国際的に豊富な経験があり、環境省はこれを参考にすることができる。例えば、最終処分場の立地選定には、立地要因（例えば、土地の所有権、地形、地質学的・水文学的特性、人口密度、輸送要件、とりわけ現在の土地利用）や多属性決定分析を用いる。さらに、最善な実用的環境選択肢（Best Practical Environmental Options）のような選択肢の評価手法により、ステークホルダーは、安全、環境、人の健康という観点から、様々な設計の選択肢の相対的な利点と欠点を比較検討することができる。（VI.3 見解）

（最終処分3）

- 再生利用や最終処分の選択肢を検討する際には、早い段階からの、ステークホルダーの関与が重要である。環境省には、地域社会との対話を繰り返し、維持し、強化していくことが期待される。このような早い段階からの関与は効果的な情報発信の方法であり、環境省には、再生利用や福島県外での最終処分の選択肢に関する次の段階でも、このような早い【段階からの】機会を模索することが奨励される。（VI.3 結論）
- 安全評価を含めて、最初から閉鎖後のセーフティケースを作成することで、除去土壌及び廃棄物の最終処分の長期的な安全性について、地域社会やその他のステークホルダーに安心感を与えることが大切。（V.3 結論）

（最終処分4.）

- 除去土壌及び廃棄物の再生利用と最終処分の提案に関連する潜在的な便益を伝えるには、金銭面での検討だけでなく、復興や長期的な持続可能性への支援など、その他の要素も含めるべきである。（VI.2 結論）
- 再生利用事業のリスクだけでなく、便益についてももっと強調することが有益であろう。これには、雇用や地域インフラへの投資といった直接的な便益に加えて、持続可能な未来のために道徳的・環境的に「正しいことをする」という、より広範な社会的便益も含まれる。（VI.2 見解）

【国際/国内基準・ガイドライン等】

・IAEA最終報告書（R6.9.10公表）

（復興再生利用 1.（1））

- 覆土の厚さは、構造物の管理者などのステークホルダーと相談の上、決定すべきである。（Ⅳ.6 見解）
- 省令及び／又は技術ガイドラインには、技術的な要件が含まれるべきであり、また、安全を保証するために必要な管理体制、管理上の要件（保存・掲示すべき記録など）、地元の自治体や地域社会とのコミュニケーションの重要性（事業の各段階におけるコミュニケーションに関する必要な情報の提供等）が記載されるべきである。（Ⅲ.4 結論）

（復興再生利用 1.（2））

- 再生利用や最終処分を選択肢を検討する際には、早い段階からの、ステークホルダーの関与が重要である。環境省には、地域社会との対話を繰り返し、維持し、強化していくことが期待される。このような早い段階からの関与は効果的な情報発信の方法であり、環境省には、再生利用や福島県外での最終処分の選択肢に関する次の段階でも、このような早い〔段階からの〕機会を模索することが奨励される。（Ⅵ.3 結論）（再掲）
- 再生利用に関する国民やステークホルダーとの相談の重要性について、再生利用及び最終処分に係る地域の社会的受容性の確保方策に関するワーキンググループの助言も考慮に入れて、技術ガイドラインに明記されるべきである。（Ⅲ.4 結論）
- 省令及び／又は技術ガイドラインには、技術的な要件が含まれるべきであり、また、安全を保証するために必要な管理体制、管理上の要件（保存・掲示すべき記録など）、地元の自治体や地域社会とのコミュニケーションの重要性（事業の各段階におけるコミュニケーションに関する必要な情報の提供等）が記載されるべきである。（Ⅲ.4 結論）（再掲）
- 技術ガイドラインに、事業全体を通しての国民との相談とステークホルダーの関与の重要性が盛り込まれれば有益である。（Ⅲ.4 見解）
- 覆土の厚さは、構造物の管理者などのステークホルダーと相談の上、決定すべきである。（Ⅳ.6 見解）（再起）
- 環境省の最適化に関する取組、つまり、線量基準である年間 1 mSvを下回る線量の低減を目指すこと（例：覆土の使用）は、IAEA安全基準に合致している。専門家チームは、最適化の取組を通じて目指すべき線量水準は、地域住民や自治体などのステークホルダーと相談して決定されると認識している。（Ⅲ.3 結論）

・IAEA最終報告書（R6.9.10公表） （復興再生利用2.）

- 再生利用事業のリスクだけでなく、便益についてももっと強調することが有益である。これには、雇用や地域インフラへの投資といった直接的な便益に加えて、持続可能な未来のために道徳的・環境的に「正しいことをする」という、より広範な社会的便益も含まれる。（VI.2 見解）

・ICRP Publication146（参考資料3） （最終処分1.（4））

- 防護の最適化原則の実施（被ばく状況の特徴を踏まえ、最良の防護措置を選択すること）に当たっては、判断によるというその性質上、透明性および被ばく状況に関わるステークホルダーの直接的な参画が強く求められる。この透明性は、放射線影響および放射線以外の影響に関するすべての入手可能な関連情報、前提条件および判断が被災した人々に提供されること、さらに意思決定プロセスのトレーサビリティが適切に文書化され、この文書が十分な説明を受けたいうえでの決定のための根拠となることを前提としている。（2.3.2）

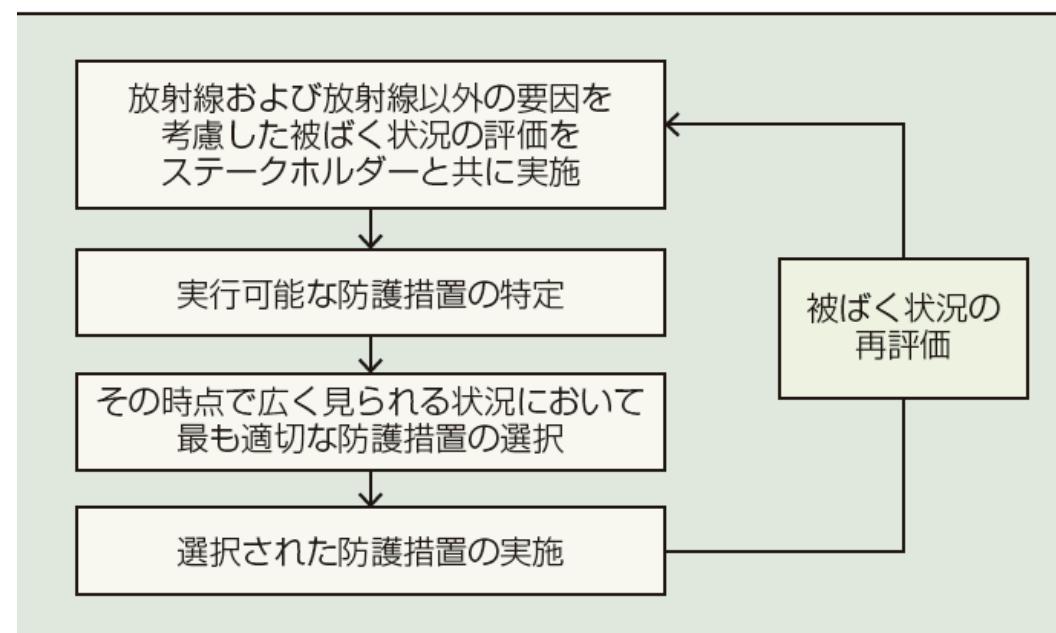


図 2.2 最適化のプロセス

【国際/国内基準・ガイドライン等】

・「ステークホルダーの関与に関する取組について」（第9回原子力委員会定例会議（H30.3.6）資料第1-1号） （最終処分1.(4)）

- 原子力分野におけるステークホルダーと関わる取組全体を「ステークホルダーの関与」と定義
- ステークホルダーの関与には、「情報環境の整備」、「双方向の対話」、そして、意思決定プロセスにステークホルダーが参画する「ステークホルダー・エンゲージメント」が包含される。
- 情報環境の整備⇒双方向の対話⇒ステークホルダー・エンゲージメントの順に、ステークホルダーの意思決定プロセスへの参加の度合いが高まる。
- 諸外国の取組等を踏まえると、ステークホルダーの関与は、以下のような目的に基づき、状況やテーマに応じて、最適な方法を選択・組み合わせることが必要
 - ✓ ステークホルダーの関心を踏まえて、原子力発電、放射性廃棄物管理等の原子力利用やそれに対する安全規制について、科学的に正確な情報や客観的な事実(根拠)に基づく情報(政策情報を含む)をステークホルダー自らが入手できる環境を構築
 - ⇒A：情報環境の整備
 - ✓ ステークホルダーとの双方向なやり取りを通じ相互理解を実現
 - ⇒B：双方向の対話
 - ✓ ステークホルダーが、社会やステークホルダーに影響を及ぼす政策や事業に係るプロセスに参画
 - ⇒C：ステークホルダー・エンゲージメント(参画)
- このような取組を通じて、ステークホルダーとの間に信頼関係が構築されていく

・原子力規制委員会 第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 （最終処分2.(3)）

- ピット処分・トレンチ処分において地盤に求められる要求性能等を規定

【先行事例】

・IAEA 原子力エネルギーシリーズNo. NW-T-1.16 (事例①)

(Communication and Stakeholder Involvement in Radioactive Waste Disposal) (概要) (最終処分1.(3))

- ①に係る事例：イギリス（セラフィールド選定失敗後から、新選定手法決定まで）
政府が、以前の対象地域の検討過程についてどのように修正・改善するかについて、公開対話を含む、ステークホルダーとの包括的な全国協議を実施。（5.2.1.2）
- ②に係る事例：イギリス（セラフィールド選定失敗後から、新選定手法決定まで）
公開対話は公開対話に係る国立の専門機関によりサポートされており、“stimulus materials”の形で、情報が、公開対話請負事業者によって用意されていた。また、公開対話そのものについても、経験豊富なファシリテータにより企画・主導されていた。（5.2.1.6）

(最終処分2.(1)) (事例④)

ベルギー：アントワープ大学とルクセンブルク大学の研究者により開発された「パートナーシップ」(※) のコンセプトについて、現在ではいくつかの加盟国で実施されている。（5.2.2.2）

※地域パートナーシップ (LP)：処分事業実施者から独立した、地域のステークホルダーで構成された組織体であり、受入れに係る地域での対話を行う場。LPでの議論の結果が「最終報告書（地域内に処分場施設を受入れるか否かの最終提案）」として地方自治体に提出され、地域協議会での評価を経て、対象地域の検討への継続参加の可否が決定される。

(最終処分4.)

日本：NUMOが2002年の最初の公募で提案した「アウトリーチ」のスキームには、毎年の支払いが含まれていた。これは、政府の既存の原子力施設に係る交付金の仕組みに基づいており、興味を持ったコミュニティに対して初期の文献と机上調査段階において支払われ、続く詳細調査段階で増額され、さらに建設段階まで継続されることになっていた。

(5.3.5.2d)

【先行事例】

・構想段階における計画策定プロセスガイドライン（国土交通省 平成20年4月）

（最終処分1.(1)）

国土形成計画等の上位計画から、道路計画を決定するまでの段階を構想段階として整理している。

※なお、道路計画決定以降については整理された事例等は見受けられないところ、一般的な考え方として、

- ・「事業実施段階」：計画決定から工事完了まで
- ・「維持管理段階」：工事完了以降

※「事業実施段階」が調査・計画段階、設計段階、施工段階に細分される。

（最終処分1.(2)）

公共事業計画策定時の住民参画促進の考え方として、「意見把握の実施においては、一部特定事項の関心者等の意見に偏らないようにするため、様々な住民・関係者等の参画を促進することが望ましい。」事が示されている

（最終処分3.）

- 構想段階における住民参画について、双方向コンサルテーションとなるための留意点として、
 - ①住民参画の進め方の早期公表、②計画策定者からの積極的な情報提供、③住民・関係者に対する適切な参画の機会と期間の確保、④住民・関係者からの意見・質疑等への真摯な対応、が挙げられている。
- また、住民参画促進の標準的な考え方として、
 - ・事業の特性や地域の実情等を踏まえた、住民・関係者等の対象範囲の適切な把握
 - ・目的や、対象者等を踏まえた地域とのコンサルテーションの手法の選択
 - ・段階に応じた地域とのコンサルテーション（情報提供・意見把握・意見の整理と対応の公表）の実施が示されている。

【先行事例】

・特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針（R5.4.28）（概要）（事例②）

（最終処分1.(4)）

- 概要調査地区等の選定や最終処分の実施を円滑に実現していくためには、選定に係る関係住民の理解と協力を得ること、及びその前提として国民の理解と協力を得ることが極めて重要であり、事業の各段階における相互理解を深めるための活動や情報公開の徹底等を図る必要がある。
- 特に、事業の実現が社会全体の利益であるとの認識に基づき、その実現に貢献する地域に対し、敬意や感謝の念を持つとともに、社会として適切に利益を還元していく必要があるとの認識が、広く国民に共有されることが重要である。

※上記方針に基づき、「科学的適性マップ」等も対話の手段として活用しつつ、国とNUMOが共働し、全国各地で対話型説明会を実施するほか、都道府県知事のみならず、いわゆる住民のトップの方々へ会う活動等を実施。

※※北海道知事も、文献調査の結果適地があれば、全国の人が「北海道で大丈夫じゃないか」という意識になる事を危惧。

（最終処分2.(2)）

手挙げ方式による全国公募と国から自治体への申し入れ方式の併用

※当初は手挙げ方式のみ。H27の基本方針改定により申し入れ方式の追加

・特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（概要）（事例②）

（最終処分1.(1)）

建設地選定までのプロセスとして、

文献調査（文献による机上調査。検討材料の提供による対話活動の一環も兼ねる）

概要調査（ボーリング調査等）

精密調査（地下施設での調査・試験）

の3段階を想定。精密調査後、合意が得られれば施設建設地の選定となる。

（最終処分2.(1)）

経済産業大臣は、概要調査地区等の所在地を定めようとするときは、当該概要調査地区等の所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重してしなければならない。（第四条第五項）

【先行事例】

・埋設処分事業の実施に関する計画（JAEA R1.11.1変更認可）（事例③）

（最終処分1.(4)）

国民全般に対し、事業の必要性や安全確保のための取組等埋設事業に関する情報発信に取り組むこと、また、埋設事業に関する国民の懸念や不安に対して的確に応じるため、一元的な相談・情報発信を行う窓口を設置し、対応する。（4.2 国民の理解）

（最終処分2.(2)）

地方自治体への協力要請方式 又は 基礎自治体（市区町村）の募集方式

※協力要請方式による選定の状況を踏まえ、必要に応じて募集を行う。

（最終処分2.(3)）

全てを満足する必要のある「適合性評価項目」（安全性、環境保全等）と、複数の候補地の好ましさを比較する「比較評価項目」（経済性、利便性等）を設定。

・埋設処分事業の実施に関する基本方針（文部科学大臣・経済産業大臣 H20.12.15）（事例③）

（最終処分1.(6)）

埋設処分事業を進める際の基本的考え方として、○安全の確保／○事業の透明性及び信頼の確保／○立地地域の理解と共生／○発生者による応分の負担と協力／○合理的な処分の実施、が挙げられている。

・研究施設等廃棄物の埋設事業（JAEA）（事例③）

（最終処分2.(1)）

外部有識者からなる「技術専門委員会」を設置し、当該専門委員会により対象地域を検討。

検討を踏まえ、「埋設処分業務の実施に関する計画」に立地手順等を定め、国の認可を受けている。

【先行事例】

・前橋市新最終処分場適地選定（前橋市 R2.3選定報告書公表）（事例④）

（最終処分1.(6)）

適地選定の基本方針として、○安全性の確保／○環境への配慮／○経済性の確保／○透明性の確保、を柱としている。

（最終処分2.(3)）

以下の過程で実施。

- ✓一次選定一次評価（法的規制、安全面等の観点で避けるべき地域に該当しないかを確認）
- ✓一次選定二次評価（立地特性、生活環境、自然環境、災害危険の観点で適性が高い箇所を評価）
- ✓二次選定（経済性、地元の意向の観点で評価）

・高レベル放射性廃棄物（日本、申し入れ方式の追加時）（事例②）

（最終処分2.(1)）

関係閣僚会議においてとりまとめられた基本方針をパブリックコメントを得て、閣議決定。

※関係閣僚会議と並行して有識者会議における検討を行う。

・海外の放射性廃棄物の事例（「埋設施設設置に関する検討結果のとりまとめ」（JAEA）における整理）

（最終処分2.(2)）

【方式 A】事業主体が自治体を公募し、応募した自治体の中から立地自治体を選定し決定する方式

（例：韓国（慶州市）、低・中レベル廃棄物、選定済）（事例⑥）

【方式 B】事業主体が関心を有する自治体を公募し、関心表明を行った自治体の全てと協議・調整の上、立地地点を決定する方

式（例：英国（2008年～）、低・中・高レベル廃棄物、協議中）（事例①）

【方式 C】事業主体が自治体を抽出・選定し、立地を申し入れ、自治体の合意を得る方式

（例1：英国（～1997年）、低・中レベル廃棄物、拒否）（事例①）、（例2：日本（青森県六ヶ所村）低レベル廃棄物、稼働中）

【方式 D】事業主体が協議したい自治体を抽出し、協議を申し入れ、全ての自治体との協議・調整の上、選定された自治体の合

意を得る方式（例：ベルギー（デッセル自治体）、低レベル、選定済）（事例⑤）

【先行事例】

- ・中間貯蔵施設の周辺地域の安全確保等に関する協定書
※環境省と、福島県・大熊町・双葉町間で締結した協定書
(最終処分3.)

－協定の内容－

➤ 事業実施前に説明すべき内容：

中間貯蔵施設の周辺地域の安全の確保に係る中間貯蔵施設の建設等の計画その他の事業実施の方針（第2条）

➤ 施工・供用/維持管理段階で報告すべき内容：

- ✓ 中間貯蔵施設の建設の進捗状況（第6条）
- ✓ 中間貯蔵施設の管理運営の状況（第6条）
- ✓ 中間貯蔵施設への除去土壌等の搬入状況（第6条）
- ✓ 中間貯蔵施設に係る環境放射能等のモニタリング結果（第6条）
- ✓ その他中間貯蔵施設の周辺地域の安全の確保に関して必要な事項（第6条）
- ✓ 異常が発生した場合、その旨（第7条）

※環境安全委員会での報告内容

- ・事業の方針（輸送の方針、施設整備の方針等）
- ・施設の整備状況（受入分別施設・土壌貯蔵施設等に係る工事の状況）
- ・輸送の状況（除去土壌等の搬入量・その構成・濃度分布、輸送ルート、交通量の見込み）
- ・モニタリング結果の概要（空間線量率、地下水中・処理水放流先河川の放射能濃度、粉じん濃度等）
- ・作業員の被ばく線量
- ・県外最終処分・復興再生利用に係る取組や検討状況

【先行事例】

・飯舘村長泥地区における再生利用実証事業（事例⑥）

（最終処分3.）

- **事業実施までの段階**：村と共働し、行政区（地元住民）と対話
- **事業実施段階**：
 - ・地域住民・有識者等を構成委員とする協議会を設置し、定期的に開催。事業概要の報告を行うとともに、意見等を事業に反映（公開可否については都度協議会で相談して判断）
 - ・地域住民と協働して事業を実施
 - ・再生事業に対する認知度や理解度を高めるため、視察・見学を受入れ

※協議会での報告内容

- ・工事の進捗状況
- ・今後の事業の実施計画
- ・各種モニタリング（空間線量、地下水、栽培試験）の結果報告

【先行事例】

・地域対話の基本的な検討に向けた留意事項（案） — 寿都町、神恵内村における「対話の場」の実践から — （第4回 特定放射性廃棄物小委員会（R6.6.17）資料7） （最終処分3.）

- 高レベル放射性廃棄物に係る文献調査を実施している北海道寿都町、神恵内村においてNUMOが設置している、住民の方々との情報交換や意見交換等が行われるための「対話の場」等の振り返りインタビューから得られた知見として、以下9項目がまとめられているところ。
 - ① 対話の場の設置と住民の方々の理解や納得感の得られるプロセス
 - ② 会則・ルールの設定及び目的の明確化と共有
 - ③ ファシリテーターによる進行と運営の中立性の確保
 - ④ プライバシーに配慮した話やすい環境づくりと場の透明性の両立
 - ⑤ 多面的な情報提供
 - ⑥ 公募や傍聴による多様な住民の方々の参加機会
 - ⑦ 分かりやすい表現と周辺自治体を含む場に参加していないの方々への周知や広がり
 - ⑧ 一般住民の方の勉強や視察・見学の機会の拡大
 - ⑨ 国・自治体・NUMOの積極的な関与

【先行事例】

・諸外国や国内における放射性廃棄物処分場の事例（事例②④⑦）

（最終処分4.）

- フィンランド：ピーク時においては合計300名強の雇用創出と試算。また、農業・観光業・不動産価値に対し、特にマイナス影響が出ることはないと評価。
- スウェーデン：ピーク時においては、合計900名強の雇用創出と試算。また、過去の住宅価格の推移を見ても、原子力産業施設立地による特徴的な低下傾向は確認できないと評価。技能労働者や家族の移住、住宅需要増加、処分施設の視察などによる訪問者数増加、等の経済効果を期待する声がある。
- ベルギー：パートナーシップを締結した自治体において、「放射線」について体験しながら学べる施設等の整備が行われた。
- 日本：NUMOのHPによると、将来的には固定資産税収のほか、建設・創業に伴う直接効果（地元発注・消費支出）、生産誘発効果、雇用誘発効果が期待される、とされている。